

令和 2 年 3 月 18 日

お客さま各位

北星信用金庫

民法改正を踏まえた預金規定類等の改定について

当金庫は、令和 2 年 4 月 1 日に施行される民法改正を踏まえ、預金規定類を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定する預金規定類

「普通預金規定＜無利息型普通預金を含む＞」、「納税準備預金規定」、「貯蓄預金規定」、「通知預金規定」、「普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」、「定期性預金共通規定」、「期日指定定期預金規定」、「自動継続期日指定定期預金規定」、「自由金利型定期預金(M 型)規定(スーパー定期)」、「自動継続自由金利型定期預金(M 型)規定(スーパー定期)」、「自由金利型定期預金規定(大口定期預金)」、「自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)」、「変動金利定期預金規定」、「自動継続変動金利定期性預金規定」、「定期性総合口座取引規定＜無利息型普通預金を含む＞」、「積立定期預金規定」、「積立式期日指定定期預金規定(新型積立定期預金)」、「定期積金規定《スーパー積金》」

2. 主な改定事項

- 1) 各種規定変更時の周知方法についての明確化
- 2) 成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- 3) 定期預金等の期限前解約の取扱について明確化

※ 改定後の各種規定類は、令和 2 年 4 月 1 日に北星信用金庫のホームページに掲載いたします。

以上